

人文学・社会科学のDX化に向けた研究開発推進事業

(データ基盤の開発に向けたデジタル・ヒューマニティーズ・コンソーシアムの運営)

公募要領

文部科学省 研究振興局

令和6年4月

I. 事業名

人文学・社会科学のDX化に向けた研究開発推進事業

(データ基盤の開発に向けたデジタル・ヒューマニティーズ・コンソーシアムの運営)

II. 事業の趣旨

人文学諸分野のデジタル化(デジタル・ヒューマニティーズ(以下「DH」という。))が世界規模で急速に進められている。このような動きの中、国際的に欧米が主導する形で人文系学術資料のデータ規格の国際標準化が進められている。海外の学術機関ではこの国際標準規格に沿ったデータ構築を行い、保有データの機関間の連結も図られ、機械可読性のあるビッグデータとして研究利用できる形で画像やテキストデータの公開が進んでいる。我が国においても、国内学術機関や海外学術機関とも連結可能となるデータ基盤の開発を進めていく必要がある。

その際、我が国の人文系学術資料は、その文明的・文化的基盤の違いから、欧米の学術資料を想定して作成されたデータ規格では考慮されない特徴もある。このため、国際標準規格の修正可能性も視野に、データ規格の開発を進めていく必要がある。

以上を踏まえ、本事業では、我が国の人文学諸分野の研究DXを推進する基盤となるデータ基盤の開発に向け、人文学諸分野の学術資料を有する国内機関の協働体制を構築するとともに、資料のデジタル化やデータ連結に必要な「データ規格のモデルガイドライン」の策定を進める。さらに、これに基づくデータ利活用研究のユースケースの創出、及び人文学諸分野のデータ構築やデータ・AI利活用研究を可能とする人材の育成を推進することを目的とする。

III. 事業の内容

1. 事業内容・実施体制

我が国の国内学術機関で構成する「デジタル・ヒューマニティーズ・コンソーシアム」(以下「DHコンソーシアム」という。)を立ち上げ、協働体制を構築して、①「データ規格のモデルガイドライン」の策定及びこれに基づくデータ利活用研究のユースケースの創出、②人文学諸分野のデータ構築やデータ・AI利活用研究を可能とする人材育成の取組(教育プログラムの開発・実施・検証)を実施する。

これらに加え、本事業において策定した「データ規格のモデルガイドライン」、「教育プログラム」等の成果を広く普及・啓発するとともに、DHの推進に係る国内外の事例や動向等の発信も併せて推進し、DHコンソーシアムを構成する機関、その他の機関間におけるDH推進に係る情報共有を図るものとする。

○中核機関

- ・文部科学省と直接委託契約を締結する。
- ・文部科学省から直接の受託者として、一切の契約責任を有する。採択された事業を実施するとともに、運営管理、財産管理等を行う機関であり、また、後述の「連携機関」との間において委託契約(※文部科学省からは再委託となる。)を締結し、「連携機関」における取組の進捗及び取組に要する経費について、管理・調整業務を行う。

○連携機関

- ・本事業開始後に「中核機関」が公募（※）により選定のうえ、「中核機関」との間で委託契約（文部科学省からは再委託となる。）を締結して本事業に参画する。2.（2）に示す領域について、中核機関とともに「人文系データ規格・データ利活用研究班」を形成し、共同して「データ規格のモデルガイドライン」の策定及びこれに基づくデータ利活用研究のユースケースの創出を行う。（当該班の取組においては、「連携機関」が中心的な役割を担う。）なお、「連携機関」は「XI. 委託費の適正な執行について」に記載の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和3年2月1日改正）及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文部科学大臣決定）の内容について遵守する必要がある。

（※）中核機関が行う公募について

連携機関を選定する際の公募にあたっては、当該連携によって2.（2）に示す業務の成果（データ規格のモデルガイドライン及びこれに基づくデータ利活用研究のユースケース）が、なるべく多くの人文学内諸分野・諸機関に広がる（普及する）ことが期待されるものとなるよう、十分に留意して実施すること。なお、当該公募に係る審査委員等を選定する場合は、あらかじめ文部科学省研究振興局振興企画課学術企画室と相談の上実施すること。

○協力機関

- ・「中核機関」や「連携機関」と協力して本事業を遂行する。
- ・「中核機関」または「連携機関」との間で委託契約を締結することは認められない。ただし、「協力機関」に所属する研究者等が「中核機関」または「連携機関」より、事業実施に係る旅費・謝金等の支給を受けることは可能とする。

2. 中核機関の業務

（1）DHコンソーシアム幹事機関に係る業務

中核機関はコンソーシアム活動全体に責任をもち、その進捗管理・とりまとめを行う。また、運営委員会（※）の開催・運営を行う。

（※）運営委員会：中核機関、連携機関、その他必要な機関の代表者で構成し、コンソーシアムに係る業務の運営方針を決定するもの。

（2）「人文系データ規格・データ利活用研究班」に係る業務

以下の2つの領域について、連携機関と共に「人文系データ規格・データ利活用研究班」を形成し、「データ規格のモデルガイドライン」の策定及びこれに基づくデータ利活用研究のユースケースの創出を行う。その際、「中核機関」が「連携機関」を公募のうえ、共同で実施する（※本取組については「中核機関」と「連携機関」が共同実施するが、中心的な役割は「連携機関」が担うものとする。）。なお、各領域に係る「連携機関」は同一機関または異なる機関とする。

■ 領域①：文字資料

（令和6年度に「中核機関」が「連携機関」を公募のうえ、令和8年度までに当該機関と共同で実施する。）

■ 領域②：地図・地誌類関係資料

（令和6年度に当該資料に係る所蔵状況等の調査を実施し、令和7年度に「中核機関」が「連携機関」を公募のうえ、令和8年度までに当該機関と共同で実施する。（※令和6年度に「連携機関」を公募のうえ、上記の調査を含め共同実施を開始することは妨げない。））

(3) データ規格の国際対応及び領域間調整に係る業務

(2) に示す2つの領域について、「連携機関」と共同しつつ、必要に応じてその他の「協力機関」等の協力を得て、以下の取組を実施する。

- 国際標準規格対応（国際標準規格への反映も視野に入れた取組（人文系データの国際規格に関する会議体や関連組織等への必要な情報の発信・調整など））
- データ規格の相互運用性の検討・調整

(4) 教育プログラム（DH人材育成プログラム）の開発及び実施に係る業務

必要に応じて「連携機関」、その他の「協力機関」等の協力を得て、以下の取組を実施する。

- 人文系データ人材の育成に係る調査の実施
令和6年度に、国内外の代表的なDH人材育成拠点におけるプログラム（代表的な国内外の大学院の教育プログラム、トレーニングプログラムなど）の調査を実施し、必要とされるスキルや教育プログラムの各講座において履修すべき内容の整理、教育プログラムの検討・設計を行う。
- 教育プログラムの開発・実施・検証
上記の調査・検討結果を踏まえ、令和7年度より、若手研究者、大学院生を中心に博物館・行政・民間団体の所属者等も対象とした教育プログラムの開発・実施・検証を実施する。プログラムの構築にあたっては、e-learningシステムなど必要なシステムを立ち上げ、①オンデマンド講座、②オンライン講座、③実習講座からなるプログラムを開発すること。令和8年度においては、教育プログラムの検証（プログラムの評価・改善点の検討）も実施すること。

(5) コンソーシアム活動の成果の普及・啓発等に係る業務（ネットワーク活動に係る業務）

連携機関、協力機関等と連携し、コンソーシアム活動により生み出された成果（「データ規格のモデルガイドライン」や「教育プログラム」等）をホームページやシンポジウム、ワークショップ等を通じて広く普及・啓発するとともに、DHの推進に係る国内外の事例や動向等の発信も併せて推進する（本活動を「ネットワーク活動」と称する）。なお、本活動は、本事業期間中に開始すること。

なお、(1) に示す運営委員会は、「DHコンソーシアム」の立ち上げ以後に速やかに設置することとし、当該設置までの間は、連携機関の選定その他コンソーシアムの立ち上げに必要な準備等を、中核機関において適切に進めるものとする。

また、本事業の実施にあたっては、文部科学省研究振興局振興企画課学術企画室と

相談の上実施すること。

IV. 応募資格

以下の（１）～（３）を満たす組織であること。

（１）以下のいずれかに該当する組織であること。

- ①大学（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する大学をいう。）
- ②大学共同利用機関法人（国立大学法人法（平成 15 年 112 号）第 5 条に規定する大学共同利用機関法人をいう。）
- ③独立行政法人（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条に規定する独立行政法人をいう。）

（２）予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。

（３）文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

V. 事業期間、事業規模、採択予定件数

（１）事業期間：令和 6 年度～令和 8 年度（3 カ年事業（予定））

ただし、毎年度、文部科学省において、事業の実施状況等を確認し、事業の継続の可否を判断するものとする。なお、委託契約の締結は年度毎に行うものとする。

（２）事業規模：各年度の計画額は 64 百万円程度（一般管理費を含む。）とする。
ただし、予算の状況によっては各年度の計画額に変動が生じる可能性がある。

（３）採択数：1 件

VI. 選定方法及び選定結果の通知

審査は、本委託事業を選定するための審査委員会を設置し、非公開で選定作業を行う。審査方法については別添「審査基準」のとおりとする。選定終了後、速やかにすべての提案者に選定結果を通知する。

VII. 企画提案書の提出場所・提出方法・提出書類・提出期限

（１）提出場所

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2
文部科学省研究振興局振興企画課学術企画室
TEL：03-5253-4111（代）（内線 4221）
E-mail：singakuji@mext.go.jp

（２）提出方法

- ① 企画提案書のファイル形式は PDF と MS-Word の 2 種類とする。

- ② 企画提案書のデータをメールに添付して送信すること。
 - ・メールの件名は「(法人名)_人社DX事業(DHコンソーシアムの運営)」とすること。
 - ・添付ファイルは1通にまとめて送信すること。ただし、ファイルを含めメールの容量が25MBを超える場合は、メールを分割し、件名に通し番号を付して送信すること。
 - ・メール到着後、翌営業日中に受信通知を送信者に対してメールで返信する。メール送信から2営業日以内に受信通知が届かない場合は、すぐに連絡すること。
 - ・メール送信上の事故(未達等)については、当方は一切の責任を負わない。
- ③ 提案書等の作成費用は選定結果にかかわらず提案者の負担とする。
- ④ 提出された提案書等については返却しない。
- ⑤ 公募期間中の質問・相談等については、当該者のみが有利となるような質問等については回答できない。質問等に係る重要な情報はホームページにて公開している本件の公募情報に開示する。

(3) 提出書類

- ① 企画提案書
- ② 審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」の認定等を受けている場合はその写し
- ③ 誓約書
- ④ 本件に関する事務連絡先(様式は任意)

(4) 提出期限

令和6年5月20日(月曜日) 17時必着

- ※ すべての提出書類をこの期限までに提出すること。
- ※ E-mail でデータを送信した書類については送信時に提出されたものとみなす。
- ※ 提出期限を過ぎてからの書類の提出及び提出期限後の書類の差替えは認めない。
- ※ 企画提案書等に虚偽の記載があった場合又は必要な情報が記載されていなかった場合は、審査対象とされない場合がある。また、虚偽の記載等があった場合は、採択後においても、採択を取り消すことがある。

VIII. 誓約書の提出

- (1) 本企画競争に参加を希望する者は、企画提案書の提出時に、暴力団等に該当しない旨の別添の誓約書を提出すること。
- (2) 前項の誓約書を提出しない者、虚偽の誓約をした者及び誓約書に反することとなったときは、当該者の企画提案書は無効とするものとする。

Ⅹ. 契約締結に関する取り決め

(1) 契約額の決定方法について

審査終了後ただちに採択者と契約に向けた手続きに入る。すみやかに契約締結するため、遅滞なく以下の書類を提出すること。

〔契約締結にあたり必要となる書類〕

- ・業務計画書（委託業務経費内訳または参考見積書を含む）
- ・委託業務経費の積算根拠資料
（人件費単価表、謝金単価表、旅費支給規定、見積書、一般管理費率算定根拠資料など）
- ・銀行振込依頼書

採択決定の後、採択者と契約額及び契約の条件等について調整を行う。契約額については国が業務計画書と参考見積価格等を精査し、「科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局委託契約事務処理要領」（以下「事務処理要領」という。）で経費として認めているもの以外の経費、業務の履行に必要なではない経費、過大に見積もられた経費などは負担しない。したがって契約額は採択者が提示する参考見積価格とは必ずしも一致しないのでその点を承知しておくこと。また、契約額及び契約の条件等について双方の合意が得られない場合には採択決定を取り消すこととなるのでその点についても承知しておくこと。

(2) 再委託契約

本事業を実施するに当たって、参画機関に本委託契約の一部を委託する場合は、参画機関との間において再委託契約を締結すること。

(3) 委託費の支払い

委託費は、原則として当該年度の委託契約期間終了後に文部科学省が支払う。文部科学省が必要と認める場合には、委託費の全部又は一部を概算払いすることができる。

(4) 契約に関する事務処理

「事務処理要領」に基づき、必要な事務処理を行うこと（再委託先の機関についても同様。）。

事業の実施に当たっては、契約書及び業務計画書等を遵守すること、また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく認定など、企画提案書に記載した事項について、認定の取り消し等によって記載した内容と異なる状況になった場合には速やかに発注者に届け出ること。

(5) 委託費の額の確定等

当該年度の委託契約期間終了後、委託契約書に基づいて提出される委託業務実績報告書を受けて、文部科学省にて確定調査を行う。

なお、本委託契約の一部を再委託する場合は、当該年度の委託契約期終了までに再委託先の機関からの委託業務実績報告書を受けて再委託契約の額の確定等を、当該受託機関における国の確定調査の前に行い、その結果を国の確定

調査の際に報告すること。

(6) 契約締結前の執行について

国の契約は会計法（昭和 22 年法律第 35 号）により当事者双方が契約書に押印しない限り確定しないため、たとえ本事業に採択されたとしても双方が契約書に押印していない間は事業に着手することはできない。

また、契約締結以前に採択者が要した経費について、国は負担することはないのでその点について十分留意するとともに、採択後は迅速に契約締結を進めて行くこと。

x. スケジュール（予定）

- (1) 公募開始：令和 6 年 4 月 8 日（月）
- (2) 公募締切：令和 6 年 5 月 20 日（月）
- (3) 審査：令和 6 年 5 月下旬頃
- (4) 採択決定：令和 6 年 6 月上旬頃
- (5) 契約締結：令和 6 年 7 月上旬頃

XI. 委託費の適正な執行について

(1) 不正使用及び不正受給への対応

本事業に関する委託費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、以下のとおり厳格に対応する。

○研究費等の不正使用等が認められた場合の措置

(i) 契約の解除等の措置

不正使用等が認められた場合、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求める。また、次年度以降の契約についても締結しないことがある。

(ii) 申請及び参加^{※1}資格の制限等の措置

本事業の委託費の不正使用等を行った研究者（共謀した研究者も含む。（以下「不正使用等を行った研究者」という。））や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者^{※2}に対し、不正の程度に応じて下表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置、もしくは嚴重注意措置をとる。

また、他府省を含む他の競争的研究費の担当に当該不正使用等の概要（不正使用等をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的研究費制度において、申請及び参加資格が制限される場合がある。

(※1) 「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題（継続課題）への研究代表者又は共同研究者等として参加することを指す。

(※2) 「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用等に関与したとま

では認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指す。

不正使用及び不正受給に係る応募制限の対象者	不正使用の程度		応募制限期間 ^{※3} (原則、補助金等を返還した年度の翌年度から ^{※4})
1. 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者	(1) 個人の利益を得るための私的流用		10年
	(2) (1) 以外	① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
		② ①及び③以外のもの	2～4年
		③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
2. 偽りその他不正な手段により本事業における研究費等を受給した研究者及びそれに共謀した研究者			5年
3. 不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者			善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限2年、下限1年

(※3) 以下の場合には申請及び参加資格を制限せず、嚴重注意を通知する。

- ・表中1.において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合
- ・表中3.において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合

(iii) 不正事案の公表について

本事業において、研究費等の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、本事業への申請及び参加資格が制限された研究者については、当該不正事案の概要（研究機関名、不正が行われた年度、不正の内容、不正に支出された研究費の額、不正に関与した研究者数など）について、文部科学省において原則、公表することとする。

また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」においては、調査の結果、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされているため、各研究機関においては同ガイドラインを踏まえて適切に対応すること。

※現在文部科学省において公表している不正事案の概要については、以下の

ウェブサイトを参照すること。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm

(2) 他の競争的研究費制度で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

他府省を含む他の競争的研究費制度^{※1}において、研究費等の不正使用等により制限が行われた研究者については、「競争的研究費の適正な執行に関する指針」[競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ (R3.12.17 改正)] に準じて、他の競争的研究費制度において応募資格が制限されている期間中、本事業への申請及び参加資格を制限する。

なお、「他の競争的研究費制度」については、令和6年度以降^{※2}に新たに公募を開始する制度も含む。なお、令和5年度以前^{※3}に終了した制度においても対象となる。

(※1) 現在、具体的に対象となる制度については、以下のウェブサイト参照すること。

<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/>

(3) 関係法令等に違反した場合の措置

委託事業等を実施するに当たり、関係法令・指針等に違反した場合には、当該法令等に基づく処分・罰則の対象となるほか、研究停止や契約解除、採択の取り消し等を行う場合がある。

(4) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について

本事業の応募、研究実施等に当たり、研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和3年2月1日改正）^{※1}の内容について遵守する必要がある。

研究機関においては、標記ガイドラインに基づいて、研究機関の責任の下、研究費の管理・監査体制の整備を行い、研究費等の適切な執行に努めることとする。ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費等の間接経費削減等の措置を行うことがある。

(※1) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」については、以下の文部科学省ウェブサイト参照すること。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm

(5) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」への回答・提出について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費等の管理・監査体制を整備すること、及びその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」（以下「チェックリスト」という。）に回答・提出することが必要である。（チェックリストへの回答・提出がない場合の契約は認められない。）

このため、令和6年4月1日以降に、以下の文部科学省ウェブサイトの内容を確認の上、委託契約締結時まで当該ウェブサイトの記載内容にしたがってチェックリストの回答・提出を行うこと。

なお、令和5年度版のチェックリストを提出済みの研究機関は、上記にかかわらず契約が認められるが、こちらに該当する場合は、令和6年度版チェックリストに係る回答・提出手続きを令和6年12月1日までにを行うこと。

この回答・提出に係る手続きは、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から競争的研究費等の配分を受け、当該資金の管理を行っている期間中は継続して行う必要がある。

また、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から競争的研究費等の配分を受けない機関については、チェックリストの回答・提出手続きは不要である。

以上の点を含め、本件の詳細については、以下の文部科学省ウェブサイトを参照すること。

(体制整備等自己評価チェックリストの回答・提出に関する文部科学省ウェブサイト)

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm

※上記のウェブサイトは、令和5年度版チェックリストの内容であるため、令和6年度版チェックリストに関することについては、令和6年4月1日以降、文部科学省のウェブサイトにて確認すること。

なお、標記ガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、不正防止に向けた取組について研究機関のウェブサイト等に掲載し、積極的な情報発信を行うようにすること。

(6) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について

研究機関は、本事業への応募及び研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日文部科学大臣決定)^{※1}を遵守することが求められる。

標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費の間接経費削減等の措置を行うことがある。

(※1)「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下の文部科学省ウェブサイトを参照すること。

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

(7) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出について

本事業の契約に当たり、各研究機関^{※1,2}は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト(以下「研究不正行為チェックリスト」という。)を提出することが必要である。(研究不正行為チェックリストの提出がない場合の契約は認められない。)

このため、令和6年4月1日以降、以下のウェブサイトの内容を確認の上、e-Rad から令和6年度版研究不正行為チェックリストの様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、委託契約締結時まで、文部科学省科学技術・学術政策局研究環境課研究公正推進室に、e-Rad を利用して提出（アップロード）すること。

なお、令和5年度版研究不正行為チェックリストを提出している研究機関は、上記にかかわらず契約は認められるが、この場合は、令和5年度版研究不正行為チェックリストを令和6年9月30日までに提出すること。

文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けて研究活動を行う機関以外は、研究不正行為チェックリストの提出は不要である。

研究不正行為チェックリストについては、以下の文部科学省ウェブサイト参照すること。

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1420301_00001.html

※上記のウェブサイトは、令和5年度版研究不正行為チェックリストの内容であるため、令和6年度版研究不正行為チェックリストに関することについては、令和6年4月1日以降、文部科学省のウェブサイトにて確認すること。

(※1) 提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となる。e-Rad への研究機関登録には通常2週間程度を要するため、十分に注意すること。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、以下のウェブサイトを参照すること。

<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

(※2) 文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けて研究活動を行う機関は、当該研究活動を行っている間、毎年度9月30日（9月30日が土日祝日の場合は、直前の営業日）までに研究不正行為チェックリストを提出することが必要である。

(8) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究活動における不正行為に対する措置について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、以下のとおり厳格に対応する。

(i) 契約の解除等の措置

本事業において、特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）が認められた場合、事案に応じて、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求める。また、次年度以降の契約についても締結しないことがある。

(ii) 申請及び参加^{※1}資格制限の措置

本事業による研究論文・報告書等において、特定不正行為に関与した者や、関与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、特定不正行為の悪質性等や責任の程度により、以下の表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置を講じる。

また、申請及び参加資格の制限措置を講じた場合、文部科学省及び文部科

学省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度等（以下「文部科学省関連の競争的研究費制度等」という。）の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度（以下「他府省関連の競争的研究費制度」という。）の担当に情報提供することにより、他の文部科学省関連の競争的研究費制度等において、同様に、申請及び参加資格が制限される場合がある。

(※1) 「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題（継続課題）への研究代表者又は共同研究者等として参加することを指す。

特定不正行為に係る応募制限の対象者		特定不正行為の程度	応募制限期間	
特定不正行為に関与した者	1. 研究の当初から特定不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年	
	2. 特定不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらのものと同等の責任を負うと認定されたもの）	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
		上記以外の著者		2～3年
	3. 1. 及び2. を除く特定不正行為に関与した者		2～3年	
特定不正行為に関与していないものの、特定不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年	
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年	

(iii) 他の競争的研究費制度等及び基盤的経費で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

他の文部科学省関連の競争的研究費制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的研究費制度による研究活動の特定不正行為により申請及び参加資格の制限が行われた研究者については、その期間中、本事業への申請及び参加資格を制限する。

なお、「他の文部科学省関連の競争的研究費制度等」、「他省庁関連の競争的研究費制度」については、令和6年度以降に新たに公募を開始する制度も含む。なお、令和5年度以前に終了した制度においても対象となる。

(iv) 不正事案の公表について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、当該事案の内容（不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等）について、文部科学省において原則公表する。

また、標記ガイドラインにおいては、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされているため、各研究機関において適切に対応すること。

※現在文部科学省において公表している不正事案については、以下ウェブサイトを参照すること。

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm

(9) 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について

本事業に参画する研究者等は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講することになる。

企画提案が採択された後、契約手続きの中で、実施責任者は、本事業に参画する研究者等全員が研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認したとする文書を提出することが必要である。

以下を参考に確認書等を作成すること。

令和〇年〇月〇日

支出負担行為担当官
文部科学省研究振興局長 殿

(実施責任者が研究者でない場合) ○〇大学長
(実施責任者が研究者の場合) ○〇 ○〇

研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修確認について

本事業に参画する研究者等全員が、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認しました。

(10) 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まってきている。そのため、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められる。

日本では、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制^{*1}が行われている。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要がある。外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守すること。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、研究費等の配分の停止や、研究費等の配分決定を取り消すことがある。

※1 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）の2つから成り立っている。

貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となる。リスト規制技術を非居住者（特定類型^{*2}に該当する居住者を含む。）に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要である。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールやCD・DVD・USBメモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれる。

また、外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合がある。本委託事業を通じて取得した技術等を提供しようとする場合、又は本委託事業の活用により既に保有している技術等を提供しようとする場合についても、規制対象となる場合があるため留意すること。

※2 非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1.(3)サ①～③に規定する特定類型を指す。

経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されている。詳しくは以下を参照すること。

- 経済産業省：安全保障貿易管理（全般）
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/>
- 経済産業省：安全保障貿易管理ハンドブック
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/seminer/shiryo/handbook.pdf>
- 一般財団法人安全保障貿易情報センター
<https://www.cistec.or.jp/index.html>
- 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）
https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf
- 外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について
https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t10kaisei/ekimu_tutatu.pdf

(11) 国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について

平成 28 年 9 月の北朝鮮による核実験の実施及び累次の弾道ミサイル発射を受け、平成 28 年 11 月 30 日（ニューヨーク現地時間）、国連安全保障理事会（以下「安保理」という。）は、北朝鮮に対する制裁措置を大幅に追加・強化する安保理決議第 2321 号を採択した。これに関し、平成 29 年 2 月 17 日付けで 28 受文科際第 98 号「国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について（依頼）」が文部科学省より関係機関宛に発出されている。

同決議主文 11 の「科学技術協力」には、外為法で規制される技術に限らず、医療交流目的を除く全ての協力が含まれており、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、本決議の厳格な実施に留意することが重要である。

安保理決議第 2321 号については、以下を参照すること。

- 外務省：国際連合安全保障理事会決議第 2321 号 和訳（外務省告示第 463 号（平成 28 年 12 月 9 日発行））
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000211409.pdf>